

令和2年度保育所等の利用定員について

子ども・子育て支援法の給付対象となる香美市内の教育・保育施設及び地域型保育事業について、令和2年度の利用定員は次のとおりとなる見込みです。

○保育所の面積基準

0・1歳児・・・3.3㎡/人(ほふくをする子ども) 、 0・1歳児・・・1.65㎡/人(※ほふくをしない子ども)
2歳児以上・・・1.98㎡/人 (※香美市では適用していません。)

○保育士の配置基準

0歳児 概ね 3人に1人
1・2歳児 概ね 6人に1人
3歳児 概ね 20人に1人
4・5歳児 概ね 30人に1人

【参考(児童福祉法最低基準)】

※R2の児童数は令和2年2月14日時点(1次募集分)

なかよし保育園

部屋名	面積(㎡)	最大受入	クラス年齢	R2.4.1		H31.4.1	
				利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	101.75	30	0歳児	12	10	12	12
1歳児室①	59.00	17	1歳児	24	24	24	24
1歳児室②	27.00	8					
2歳児室①	31.00	15	2歳児	30	30	30	29
2歳児室②	31.00	15					
3歳児室①	48.75	24	3歳児	42	41	44	39
3歳児室②	48.75	24					
4歳児室①	47.75	24	4歳児	44	41	48	43
4歳児室②	47.75	24					
5歳児室①	47.75	24	5歳児	48	48	42	33
5歳児室②	47.75	24					
認可定員:200人				200	194	200	180

あけぼの保育園

部屋名	面積(㎡)	最大受入	クラス年齢	R2.4.1		H31.4.1	
				利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	122.91	37	0歳児	12	12	12	12
1歳児室①	43.42	13	1歳児	24	24	24	24
1歳児室②	43.42	13					
2歳児室①	43.06	21	2歳児	30	30	30	30
2歳児室②	43.06	21					
3歳児室①	51.07	25	3歳児	44	44	40	40
3歳児室②	51.07	25					
4歳児室①	56.31	28	4歳児	46	40	50	50
4歳児室②	56.31	28					
5歳児室①	56.31	28	5歳児	54	51	54	41
5歳児室②	56.31	28					
認可定員:210人				210	201	210	197

片地保育園

R2.4.1

H31.4.1

部屋名	面積(m ²)	最大受入	クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	24.30	7	0歳児	3	3	応募なし。1歳児室とする	
1歳児室	51.28	※下記参照	1歳児	5	5	14	13
2歳児室			2歳児	16	16	10	10
3歳児室	41.84	21	3歳児	15	8	15	7
4歳児室	48.24	24	4歳児	20	8	20	9
5歳児室			5歳児		8		8
認可定員:60人				59	48	59	47

片地保育園 1・2歳児室	1歳児	必要面積	残面積	2歳児
	0	0	51.28	25
	1	3.3	47.98	24
	2	6.6	44.68	22
	3	9.9	41.38	20
	4	13.2	38.08	19
	5	16.5	34.78	17
	6	19.8	31.48	15
	7	23.1	28.18	14
	8	26.4	24.88	12
	9	29.7	21.58	10
	10	33	18.28	9
	11	36.3	14.98	7
	12	39.6	11.68	5
	13	42.9	8.38	4
	14	46.2	5.08	2
	15	49.5	1.78	0

新改保育園

R2.4.1

H31.4.1

部屋名	面積(m ²)	最大受入	クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	42.10	12	0歳児	1	1	3	3
			1歳児	4	4	0	0
1歳児室	34.56	※下記参照	1歳児	4	4	5	5
2歳児室			2歳児	8	8	7	7
3歳児室	46.90	23	3歳児	14	11	14	14
4歳児室	57.20	28	4歳児	13	12	14	14
5歳児室			5歳児	15	15	14	10
認可定員:65人				59	55	57	53

新改保育園 1・2歳児室	1歳児	必要面積	残面積	2歳児
	0	0	34.56	17
	1	3.3	31.26	15
	2	6.6	27.96	14
	3	9.9	24.66	12
	4	13.2	21.36	10
	5	16.5	18.06	9
	6	19.8	14.76	7
	7	23.1	11.46	5
	8	26.4	8.16	4
	9	29.7	4.86	2
	10	33	1.56	0

美良布保育園

R2.4.1

H31.4.1

部屋名	面積(m ²)	最大受入	クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	56.16	17	0歳児	6	3	9	6
1歳児室	56.16	17	1歳児	29	28	17	11
2歳児室① R2年度は1歳児クラスとして利用する	47.20	14				0	0
2歳児室②		55.40	27	2歳児	12	9	18
3歳児室①	58.00	29	3歳児	0	0	30	27
3歳児室②	58.00	29		16	16		
4歳児室	58.00	29	4歳児	29	24	29	16
5歳児室	58.00	29	5歳児	29	15	29	22
認可定員:145人				121	95	132	95

大柘保育園

R2.4.1

H31.4.1

部屋名	面積(m ²)	最大受入	クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	41.31	12	0歳児	0	0	0	0
1歳児室	33.21	※下記参照	1歳児	6	1	6	0
2歳児室			2歳児		0		1
3歳児室	56.70	28	3歳児		1		4
4歳児室	54.27	27	4歳児	15	3	15	4
5歳児室			5歳児		4		1
認可定員:60人				21	9	21	10

大柘保育園 1・2歳児室	1歳児	必要面積	残面積	2歳児
	0	0	33.21	16
	1	3.3	29.91	15
	2	6.6	26.61	13
	3	9.9	23.31	11
	4	13.2	20.01	10
	5	16.5	16.71	8
	6	19.8	13.41	6
	7	23.1	10.11	5
	8	26.4	6.81	3
	9	29.7	3.51	1
	10	33	0.21	0

ひまわり保育園

R2.4.1

H31.4.1

部屋名	面積(m ²)	最大受入	クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	42.90	13	0歳児	9	9	0	0
1歳児室①	42.82	12	1歳児	23	23	34	34
1歳児室②	36.68	11					
1歳児室③	37.64	11					
2歳児室①	36.68	18	2歳児	37	35	32	32
2歳児室②	45.09	22					
認可定員:80人				69	67	66	66

三育ほっとハウス(小規模保育事業)

R2.4.1

H31.4.1

部屋名	面積(m ²)	最大受入	クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児室	27.05	8	0歳児	3	1	8	7
1歳児室	17.36	※下記参照	1歳児	11	8	6	4
2歳児室			2歳児		2		2
認可定員:16人				14	11	14	13

三育ほっとハウス 1・2歳児室	1歳児	必要面積	残面積	2歳児
	0	0	17.36	8
	1	3.3	14.06	7
	2	6.6	10.76	5
	3	9.9	7.46	3
	4	13.2	4.16	2
	5	16.5	0.86	0

総数

R2.4.1

H31.4.1

園名	利用定員	児童数	利用定員	児童数
なかよし保育園	200	194	200	180
あけぼの保育園	210	201	210	197
片地保育園	59	48	59	47
新改保育園	59	55	57	53
美良布保育園	121	95	132	95
大柄保育園	21	9	21	10
ひまわり保育園	69	67	66	66
三育ほっとハウス	14	11	14	13
合計	753	680	759	661

R2.4.1

H31.4.1

クラス年齢	利用定員	児童数	利用定員	児童数
0歳児	46	39	44	40
1歳児	263	121	257	115
2歳児		130		124
3歳児	444	121	458	131
4歳児		128		136
5歳児		141		115
合計	753	680	759	661

特定教育・保育施設における利用定員について

1. 利用定員とは

認可定員（※）の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のように定めるものとされています。

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定すること

また、子ども・子育て支援新制度における給付（施設型給付及び地域型保育給付）にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっています。

具体的には、定員が大きければ単価は下がり、定員が小さければ単価が上がるようになります。

※認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その施設の設備および運営の基準を満たす定員を指します。本市内の施設において教育・保育施設は県が、地域型保育事業所は市が認可を行います。

2. 利用定員の設定

利用定員の設定に当たっては、市町村子ども・子育て会議等の意見を聴く（必須）とともに、都道府県知事への届出が必要になります。（ただし、みなし確認（※）を受ける施設・事業者については、省令上の義務としては都道府県知事への協議のみで可）

※みなし確認とは、子ども・子育て新制度開始の際に現にある施設で施設の種類に変更がない場合（幼稚園のまま、保育所のまま）は確認があったものとみなされることを指します。

3. 利用定員の変更

市町村は施設・事業の利用定員を変更した場合、子ども・子育て支援法の規定により、都道府県知事への届出（事後）をすることとされています（平成 30 年 9 月 27 日改正）。また、定員を減少させる場合には 3 ヶ月前までに施設長が市町村に届ける必要があります。

なお、利用定員を変更する場合、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。（任意）